

MF A指導者行動規範

社団法人 宮城県サッカー協会

社団法人宮城県サッカー協会に所属する指導者は、責任ある行動で将来性のある選手を指導・引率するため、具体的な指針として以下の指導者行動規範を定める。

次の諸原則に基づき、法令・規則・規定及びその精神を遵守するとともに、社会的な良識を持って行動する。

- 1 一人の社会人として選手の手本となるような行動に努めます。
- 2 あらゆる場面において自らがルールを守り、人やものに対して常に敬意と感謝の心を持って行動するとともに、選手に対しても同様に指導します。
- 3 選手がいるから指導ができるという謙虚な心を忘れずに取り組みます。
- 4 宿泊を伴う遠征等については、事前に保護者からの参加承諾等で同意を得ておき、緊急時の連絡体制についても整えます。
- 5 選抜チームでの大会参加や合宿等の場合は、常に宮城県代表という認識と自負を持ち、選手へも周知・理解させます。
- 6 遠征費の適切な管理、決算報告等、健全な会計の執行・処理に努めます。
- 7 選手の身体的・精神的なコンディションの管理に努めます。
- 8 遠征時・練習会時において、選手が体調を崩した際に薬を服用させる場合は、保護者の同意を得た上で服用させます。
- 9 移動時については、公共交通機関や貸し切りバス等の移動であっても、飲酒は絶対に行いません。
- 10 バス移動の際は、運転手を指導者が兼任しないなど、指導者に負担のかからない方法を選択し、バス等の運転手を指導者が兼任せざるを得ない状況であれば、十分に安全な運転に努めます。
- 11 宿泊を伴う場合は、緊急時の対応に備え、宿舎に未成年だけを残すことのないようにします。
- 12 天災時には、あらゆる情報を収集し、落ち着きある行動で選手の安全確保に努めます。
- 13 その他、引率の責務を放棄するような行為は絶対に行いません。